平成２３年（フ）第５３３号
岐阜市福光南町14―４、住民票上の住所岐阜市六条東２丁目10番11号
破産者　澤田眞由美
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２１４号
愛知県安城市尾崎町西向44番地ノ１
破産者　株式会社高須工業
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第５２６号
愛知県豊田市桜町２丁目54番地
破産者　足助測量設計株式会社
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３７６号
開始時の住所宮崎県児湯郡新富町大字三納代1885番地２
破産者　亡黒木美行相続財産
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１６２０号
福岡市中央区赤坂２丁目２番33―102号
破産者　井上　純子
1　決定年月日　平成24年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４９８号
奈良県生駒市小平尾町266番地10
破産者　坂本　秀樹
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第５３７号
奈良県生駒市新生駒台２番25―203号
破産者　渡邉　悦子
1　決定年月日　平成24年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１４３１号
札幌市北区新琴似５条２丁目３番28号
破産者　黒崎　友和
1　決定年月日　平成24年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３６１号
札幌市西区発寒１条３丁目３番24号　アイ・デ・トード202号
破産者　遊部　隆治
1　決定年月日　平成24年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６８４号
宮城県黒川郡富谷町ひより台１丁目36番地３
破産者　菅原恵一郎
1　決定年月日　平成24年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３８号
山形県新庄市十日町6165番地の５
破産者　菅　一二三
1　決定年月日　平成24年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２３年（フ）第３０２号
埼玉県草加市西町215番地７、旧住所埼玉県草加市氷川町688番地１ダイアパレス草加氷川町202号
破産者　渡邉　秀和
1　決定年月日　平成24年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４４４号
埼玉県草加市稲荷３丁目15番15―205号
破産者　知花　秀樹
1　決定年月日　平成24年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第５４３号
相模原市中央区並木２丁目１番１―202号
破産者　笠井　良雄
1　決定年月日　平成24年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５４４号
相模原市中央区並木２丁目１番１―202号
破産者　笠井　淳子
1　決定年月日　平成24年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５５７号
神奈川県座間市ひばりが丘２丁目12番５号
破産者　室伏ユリ子
1　決定年月日　平成24年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５０２号
石川県白山市村井町274番地６、従前の住所石川県白山市千代野南１丁目８番地12
破産者　山田麻維子
1　決定年月日　平成24年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第６１号
兵庫県丹波市氷上町上成松73番地２、開始決定時の住所兵庫県丹波市氷上町成松594番地１
破産者　八島　直美（旧姓義積）
1　決定年月日　平成24年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２３年（フ）第７７号
兵庫県篠山市初田380番地４、開始決定時の住所兵庫県篠山市郡家225番地２
破産者　溝口　清宏
1　決定年月日　平成24年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２２年（フ）第１７２１号
広島市安佐南区中筋２丁目２番１号、開始決定時の住所広島市安佐南区西原８丁目16番28―103号
破産者　徳島　義壽
1　決定年月日　平成24年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部